

平成 27 年度第 1 回文化財保護委員会

1.日時・場所

平成 27 年 7 月 10 日（金） 午前 10 時～
知立市役所 知立市役所 第 10 会議室

2.出席者

清水正明（委員長）、藤井かなる、松井節子、杉浦五一、藤井智鶴（以上委員）、
川合教育長、石川教育部長、鶴田文化課長、篠原文化振興係長、近藤担当係長
（欠席者：杉浦 茂、鷹巣 純（以上委員））

3.議題

- (1) 平成 26 年度事業報告について
- (2) 平成 27 年度事業計画について
- (3) 文化財関連の近況報告
- (4) 新規の市指定文化財候補について

4.その他

1. あいさつ

清水委員長：杉浦茂委員と鷹巣委員は所用により欠席のご連絡をいただいております。
委員数 7 名のうち 5 名出席ということで過半数以上の出席で会が成立して
おります。よってただいまより平成 27 年度第 1 回の文化財保護委員会
を開催します。教育長よりあいさつをお願いします。

教 育 長：本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。また日ごろよ
り文化財保護に御尽力いただきありがとうございます。さて、知立市史編
さん事業が順調に進められており、3 月に『知立市史 3 資料編原始・古代・
中世』が発刊されました。丁寧に編集されていて読み応えがあるものだと
思います。6 月 20 日に記念講演会が開催されました。考古部会長である
清水委員長と編集委員代表の西宮秀紀先生に講演をお願いしましたが、大
変わかりやすく、歴史への興味をそそられるようなお話でした。聴衆の数
も多く、刊行を契機に歴史へ関心を持つ人がより増えることを期待してい
ます。今年度末には文化財編が刊行される予定です。

また 6 月の定例市議会の中で知立市史跡復興の会から提出されました

「知立市史跡復興に関する陳情書」について審議され全会一致で採決されました。知立は東海道五十三次の宿場町であるわけですが歴史的な建造物等がすでに取り壊されたり姿を変えているということで、当時の姿を復元するなどしてはどうかといったご提案でした。これを実現するためには行政だけでは難しく、当該地域の住民はもとより、市民全体でもう一度宿場町の姿を取り戻そうという動きがないと難しいのではないかと感じています。そういった市民の声を聞きながら文化財保護に努めていきたいと思っていますのでよろしくをお願いします。

課 長：それでは次第に沿って進めていきたいと思えます。委員長に進行をお願いします。

委 員 長：文化財保護に関する様々な問題が挙がっております。皆で共通の認識に立って考え、市民が文化財復興に対して前向きの機運となるように旗振り役となるのが文化財保護委員であると思っております。

2. 議 題

委 員 長：それでは議題に移ります。(1)平成26年度事業報告について事務局より説明願います。

事 務 局：(資料に基づき説明する)

委 員 長：引き続き(2)平成27年度事業計画について説明願います。

事 務 局：(資料に基づき説明する)

委 員 長：ご質問やご意見あればご発言ください。

松井委員：平成26年度の文化財看板修繕工事について、一里塚ともう一つはどこですか。

事 務 局：来迎寺町の古城塚(さむらい塚)です。

松井委員：わかりました。ところで八橋古城には「葦香城」の石碑が建っていますが、葦香城は逢妻川の北側の源田谷にあったということなので、葦香城でないのなら、いずれは「八橋古城」としていただきたいです。ガイドボランティアあるいは地域探検で来迎寺学区を歩きますが、特にこどもは純粹になぜ葦香城となっているのか聞いてきますから困ります。古い記録に、源田谷の中の字名に「葦香城」の小字名がありますから、そのことをきちんと伝えたいです。

課 長：なぜそのような誤った石碑が建てられたのでしょうか。

委 員 長：明治期の「八橋村誌」によると、八橋村に二つの城跡があって、北が葦香城、南は城下にあると記されています。そして葦香城の位置はほぼわかっています。城下にある葦香城の石碑は我々の先輩が建てたものであり撤去するのは忍びないので、本来の葦香城に移設することが一番いいと考えます。同じような話が神宮寺跡の石碑についてもいえます。神宮寺跡の場所

ははっきりしないですが全然違う場所に建っています。これを建てたいきさは文化財保護委員の先輩から聞いていて、当時建てる場所がなかったから建てられるところに建てたということです。今のご意見を参考にして事務局で検討して今後、計画に挙げていただきたいと思います。他にご意見ありませんか。

藤井か委員：荒新切遺跡の草刈委託費が増えていますが、なぜですか。

事務局：作業員の人件費が年々上がっていることもあり、金額が増えていきます。

藤井か委員：荒新切遺跡保存用地の松の剪定費用は平成 26 年度予算で行ったということですね。北側にある大きなケヤキはそのままですね。

事務局：今のところ、なるべく木はそのまま活かしていく計画です。

藤井か委員：公有地外にも枝が及んでいく可能性があります。

事務局：今後、測量ができれば境界がはっきりしますので、そこで検討したいです。

藤井か委員：できれば大きなケヤキは残したいですね。一方、剪定した松はもう少し切ったほうがよいですね。

事務局：あの松は旧地主が植えたもので、将来的に設計を行う中で不要であれば伐採することも考える必要があります。

委員長：他にないようでしたら、議題 1 号、2 号につきましてはこれで終わります。

続いて（3）文化財関連の近況報告について事務局より説明願います。

事務局：（資料に基づき説明する。）

委員長：今、説明がありましたように盛りだくさんですが、文化課が主導でない事業についても皆さんに認識していただきたいと思います。ご提示していただきました。説明が簡単でしたので不明な点など質問をしていただきたいと思います。

（荒新切遺跡整備事業について）

課長：荒新切遺跡整備事業について補足をします。整備委員会にコンサルを入れて審議した結果の基本計画が資料 1 号になります。用地を 3 つにゾーニングしてあります。駐車場は道路沿いに空き地を設けてそこに駐車することもできるという形にして不審な輩のたまり場とならないよう配慮しています。ソフト事業として土器づくりを実施しつつ、実施設計の予算を確保できるように努めていきます。ただし工事費が 4～5 千万円くらい、設計も 600 万くらいかかりますので一つ一つ進めていきます。

教育部長：「市の事業と認められるよう庁議に図る」とありますが、この計画を市民の皆さまに周知して御意見をうかがうこと（パブリックコメント）に対して方針を図るものです。この事業の実現にむけては実施計画に挙げて要望していききたいと思います。

委員 長：費用のかかることですので市民の理解が必要であることはわかりますが、私としてはいち早い実現を望みます。

藤井か委員：土器づくりはいつ頃の計画ですか。

事務局：職員も経験がありませんので安城市などで御教示を受けながら、試作品をつくっています。秋～冬にかけて実施したいと考えています。市の広報誌等で募集をかける予定です。

藤井か委員：昨年の火おこし体験も知らなかった。PR が大事ではないでしょうか。

事務局：昨年は天気の都合で延期となり、寒い時期に行うことになりました。

委員 長：費用かけなくてもできることをすすめることが大切だと思います。資料を読んでいただきご意見を寄せていただきたいと思います。

(松並木について)

委員 長：松並木については問題が起こるたびに对症療法的に処理されていますが、将来的にどうしていくかの検討が必要であると以前から申し上げており、前教育長の在職中に文化課のほか土木課や経済課など関係部署で会議が開催されたようですが、1、2回やって終わってしまいました。やはり将来を見据えた総合的な計画が必要であると思います。

杉浦五委員：補植した苗木が細すぎる感じがしました。以前、補植した松はこんなに細くなかったと思います。

事務局：旧出雲殿宿舎前にあった松は他の松に比べてずいぶん細く、補植した松のようでした。開発業者からはこれが文化財といえるのかと言われましたが、文化財でありますから補植することを条件とした経緯があります。

課 長：松並木は天然記念物として指定されているので、本来であれば枯れれば指定解除しておしまいです。街道の景観として大切ということですが、指定のあり方についてはいかがでしょうか。

委員 長：松並木としての景観が大切なのであって、どの木が文化財でどの木が文化財でないという議論はしたくありません。その意味では天然記念物というよりは景観あるいは史跡としての指定であるべきかもしれません。

杉浦五委員：松並木の大半は伊勢湾台風後に街路樹として植えたもので古くからのものはわずかです。この景観を保持することに意味があるのではないのでしょうか。

藤井智委員：側道があるのは珍しく、側道を含めた東海道の景観の保持が大事だと思います。

松井委員：旧東海道という歴史があつての松並木ではないのでしょうか。

課 長：やはり景観としての保存が大切ということですね。指定のあり方についても今後検討が必要であると思います。

(東海道景観向上の提案について)

委員 長：東海道景観の提案についても密接な関連がありますのでここであわせてご意見をいただきたいです。

課 長：文化課として一つ一つ検討を加えましたが、すでに失われた建造物の復元は用地買収も伴って困難であり、古城跡（西町児童遊園）の活用が最大のポイントではないかと考えています。本陣跡も防火水槽の敷地を合わせて検討すればもう少し立派なものにできるかもしれませんが街道裏に位置していることが課題です。また本町公園は道路用地にあたりそのまま残らないので活用しがたいです。知立神社にある常夜灯の移設についても検討しましたが、石にひびがあり修復と耐震をすると移設するだけで360万円かかるようでなかなか困難です。高札場については塩尻と鳴海に復元した例があり、聞いてみたところ塩尻は100万、鳴海は300万円程かかり、両方とも民間資金を募って建てたということで地元の熱意があったようです。今回の提案は文化課の思いと同じ方向ではありますが、費用面や土地の問題で簡単に踏み出せないというのが現状です。

杉浦五委員：旧東海道が残されているといっても、連続的な流れの中で整備をしないとまったく意味がありません。残されている旧家が残るようなものにしないと観光地にはならないと思います。

課 長：問屋場が壊されて今残念な思いをしているけれども、今わずかに残っている都築屋菓子店や岐阜屋の塀といったものも将来禍根を残さないよう考えなければいけませんね。

松井委員：看板などの表示よりも道路こそが大事と思います。

委員 長：少しでもできることをすすめていただきたい。

（八橋かきつばた庭園整備について）

委員 長：八橋かきつばた庭園の整備について具体的に改修へと進むようです。

松井委員：方巖売茶の造られた遺構はそのまま残してもらいたいです。

委員 長：改修に係る全体方針の中で「年間を通じて来訪者で賑わう」ということをどう計画に反映させるかが大切だと思います。

松井委員：お庫裏の入口付近に築山がありそこに鐘楼門があったと聞きます。そうしたものが復元できるかどうかわかりませんが、歴史的なものを活かすような景観づくりをしてもらいたいです。

委員 長：有料にしても来ていただける様な庭園にさせていただきたいと思います。改修するとおそらく今後30年くらいは整備できなくなるのではないのでしょうか。

課 長：無量寿寺の寿の字を旧字の「無量壽寺」にしてもらいたいとお庫裏さんからお願いがありましたのでここでお伝えいたします。

委員長：時間もありませんので議題3はこれで終わりとします。続いて議題（4）新規の市指定文化財候補について、事務局より説明願います。

事務局：議題（4）の前に、前回の会議において審議されました新指定候補の進捗状況について報告させていただきます。前回の候補に挙げました山車からくりの古いカシラにつきましては、外題が不明であることや保存状況がよくないこと、すでに県指定となっている「からくり人形」との名称の差別化などに問題があり、現状では指定の手続きに至っておりません。また、遺跡からの出土品につきましては、石器類については学術的な価値が高い点は評価されますが、一方で出土地点が不明瞭という問題があります。所有者の萬福寺にも出土地点についての情報がないか問い合わせてみましたが現状では不明ということでした。そうしたことから事務局としては指定に対して慎重になっており手続きには至っておりません。しかし荒新切遺跡出土の土器群等につきましては、発掘調査による出土でありますので、今後指定の手続きを進めてまいりたいと考えております。以上が前回審議された文化財候補の報告です。

続いて、今回ご審議いただく文化財指定候補について説明します。知立神社所蔵の鏡2面です。知立市史の調査の中で、ご専門の愛甲先生から市指定の蓬萊鏡よりも古く指定する価値があるとのことご意見をいただいておりますので、今回挙げさせていただきました。

杉浦五委員：指定してよろしいのではないのでしょうか。

委員長：保存の程度もよく、指定していただいてよいと思いますが、皆さんいかがですか。

委員全員：（異議なし）

委員長：では皆の賛成を得られました。考古資料につきましてはご意見ございますか。

事務局：今回賛同をいただきました鏡と土器については指定調書を作成して手続きを進めていきたいと思っております。尖頭器など石器については条件整理が必要で条件を整えばまたご提案していきたいと考えます。

委員長：石器類は出土地がはっきりしません。これを今後調査するといっても出土地の情報は得られないと思っております。資料自体は古く価値があるので指定していいと私は思います。

藤井智委員：採集地がはっきりしないものを考古資料として指定するのは難しいのではないのでしょうか。

事務局：旧石器捏造事件もありましたので、不明瞭なものについて積極的に指定をしがたい印象があります。愛知県のアドバイスをいただきながら判断していきたいと思っております。

委員 長：所有者の代が変わると保存が危ぶまれることもあり、市指定にすることでそれを防ぐことにつながるのではないかと思います。せつかくのものなのでうやむやにならないようにしたいです。今回は鏡と土器類について指定を進めるということで異論ありませんか。

委員 全員：(異議なし)

委員 長：では事務局は指定の手続きを進めてください。

3. その他

委員 長：その他、何かございますか。

事務局：企画展「戦争を忘れない」のチラシをつけさせていただきました。戦争体験も募集して冊子にまとめております。どうぞご観覧ください。次に、萬福寺の本堂・鐘楼・山門が7月17日に国登録文化財に決定される見込みです。登録となれば市内では知立神社本殿等に次ぎ2件目となります。それから、平成28年度に愛知県国民文化祭が開催されます。知立においては文楽・からくり関係の公演を実施する予定で検討をしています。

委員 長：長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。事務局は大変でしょうが着実な進展をお願いいたします。本日はありがとうございました。